

第2章 交通の方法

第1課 一般海域での交通の方法

1-1 海上衝突予防法①

行会い船

- 1 2隻の動力船（モーターボートなどエンジンを用いて推進する船舶）が、真向かい又は、ほとんど真向かいに行き会う場合を行会い船といい、衝突するおそれのあるときは、互いに他の動力船の左舷側を通過することができるようにそれぞれ針路を右に転じなければならない。
- 2 相手が真向かいから来るのかどうか確かめられない場合は、その状況にあると判断しなければならない。

1-2 海上衝突予防法②

追越し船

- 1 追越し船は、追い越される船舶を確実に追い越し、かつ、その船舶から十分に遠ざかるまでその船舶の進路を避けなければならない。
- 2 追越し船の場合は、海上での船舶の航行優先順位（各種船舶間の航法）に関係なく、追い越す船が相手船を避けなければならない。
- 3 自船が追越し船であるかどうか確かめられない場合は、追越し船であると判断しなければならない。

1-3 海上衝突予防法③

横切り船

- 1 2隻の動力船が互いの進路を横切る場合を横切り船といい、衝突するおそれがあるときは、他の動力船を右げん側に見る動力船は、他の動力船の進路を避けなければならない。この場合、やむをえない場合を除き、他の動力船の船首方向を横切ってはならない。
- 2 横切り船は、海上での船舶の航行優先順位（各種船舶間の航法）が適用される。

1-4 海上衝突予防法④

避航船・保持船

1 避航船

- (1) 相手船の進路を避けなければならない船舶をいい、避航動作をとる場合は、他の船舶から十分に遠ざかるため、できる限り早い時期に、かつ、大幅に動作をとらなければならない。
- (2) 避航動作は、「十分余裕のある時期にためらわずに」、「相手船が容易に認めることができるように大幅に」、「安全な距離を保って通過できるように」行うこと。また、「速力を減じ、または停止する」ことも有効な避航動作である。

2 保持船

- (1) 避航船に避航される船舶を保持船といい、保持船は、その針路及び速力を保たなければならない。
- (2) 避航船が適切な避航動作をとっていないことが明らかになった場合は、保持船は衝突を避けるための動作をとることができる。この場合、横切りの関係においてはやむを得ない場合を除き、針路を左に転じてはならない。

- (1) 保持船は、避航船と間近に接近したため、避航船の動作のみでは衝突を避けることができない場合は、衝突を避けるための最善の協力動作をとらなければならない。
- (2) 保持船は、避航船の動作をよく見張り、避航船の避航動作に疑問があれば警告信号（単音5回以上）を行わなければならない。

1-5 海上衝突予防法⑤

各種船舶間の航法

水上では操縦性能の勝るものが劣るものを避けるという原則がある。したがって、航行する船舶をいくつかに分類し、それぞれに優先順位を設けている。

(1) 動力船

エンジンなどの動力を用いて推進する船舶をいい、モーターボートや水上オートバイ、機走中のヨットなどである。航行中の動力船は、次の船舶の進路を避けなければならない。

1) 運転不自由船、2) 操縦性能制限船、3) 漁ろうに従事している船舶、4) 帆船

(2) 帆船

帆のみを用いて推進する船舶をいい、エンジンがあるヨットでもエンジンを使用していなければ帆船である。航行中の帆船は、次の船舶の進路を避けなければならない。

1) 運転不自由船、2) 操縦性能制限船、3) 漁ろうに従事している船舶

(3) 漁ろうに従事している船舶

船舶の操縦性能を制限する漁具を用いて漁ろうしている船舶をいい、引き縄漁船や遊漁船は漁ろうに従事するに該当しない。航行中の漁ろうに従事している船舶は、できる限り、次の船舶の進路を避けなければならない。

1) 運転不自由船、2) 操縦性能制限船

(4) 運転不自由船

船舶の操縦性能を制限する故障や異常な事態が生じているため、他の船舶の進路を避けることができない船舶をいい、優先順位は最上位となる。

(5) 操縦性能制限船

船舶の操縦性能を制限する作業に従事しているため、他の船舶の進路を避けることができない船舶をいい、優先順位は最上位となる。航路標識の敷設、しゅんせつ、測量その他の水中作業をしている船舶が該当する。

1-6 海上衝突予防法⑥

見張り・安全な速力・衝突のおそれ

(1) 見張り

船舶は、周囲の状況及び他船との衝突のおそれについて十分に判断することができるように、視覚、聴覚及びその時の状況に適した他のすべての手段により、常時適切な見張りをしなければならない。

具体的には、見渡す・双眼鏡の活用、音を聞く・窓を開ける、レーダーの活用などその時の状況に適したあらゆる手段を使って行わなければならない。また、死角を考慮し、見張りの位置を変えるなどが必要である。

(2) 安全な速力

船舶は、他の船舶との衝突を避けるための適切かつ有効な動作を取ること又はその時の状況に適した距離で停止することができるように、常時安全な速力で航行しなければならない。この場合において、その速力の決定に当たっては、特に次に掲げる事項を考慮しなければならない。

1) 視界の状態

- 2) 船舶交通のふくそうの状況
 - 3) 自船の停止距離、旋回性能その他の操縦性能
 - 4) 夜間における陸岸の灯火、自船の灯火の反射等による灯火の存在
 - 5) 風、海面及び海潮流の状態並びに航路障害物に接近した状態
- (3) 衝突のおそれ
- 船舶は、他の船舶と衝突するおそれがあるかどうかを判断するため、その時の状況に適したすべての手段を用いなければならない。
- 1) 接近してくる他の船舶のコンパス方向に明確な変化が認められない場合は、これと衝突のおそれがあると判断しなければならない。コンパスがない場合は自船の一部を目印に利用するとよい。
 - 2) 船舶は、他の船舶と衝突のおそれがあるかどうかを確かめることができない場合は、これと衝突すると判断しなければならない。

1-7 海上衝突予防法⑦

狭い水道等の航法・視界制限状態における航法

1 狭い水道等の航法

- (1) 狭い水道又は航路筋をこれに沿って航行する船舶は、安全であり、かつ、実行に適する限り、狭い水道等の右側端に寄って航行しなければならない。
- (2) 航行中の動力船（漁ろうに従事している船舶を除く）は、狭い水道等において帆船の進路を避けなければならない。
- (3) 航行中の船舶（漁ろうに従事している船舶を除く）は、狭い水道等において漁ろうに従事している船舶の進路を避けなければならない。
- (4) 長さ20m未満の動力船は、狭い水道等の内側でなければ安全に航行することのできない他の動力船の通行を妨げてはならない。
- (5) 船舶は、障害物があるために他の船舶を見ることができない狭い水道等のわん曲部その他の水域に接近する場合は、十分注意して航行しなければならない。
- (6) 船舶は、狭い水道においては、やむをえない場合を除き、びよう泊してはならない。

2 視界制限状態における航法

- (1) 視界が悪くなったら、耳を澄まして音を聞く、レーダーを利用する等あらゆる手段を使って見張りを厳重にする。
- (2) 視界制限の状態に応じて速力を落とし、危険を感じたらエンジン中立にし、いつでも操作できるようにしておく。
- (3) 音響信号が前方より聞こえてきた場合は、舵が効く最小限度の速力にするか、必要に応じて停止して船が接近してくるのかどうかを判断し、衝突の危険がなくなるまでは、十分注意して航行しなければならない。
- (4) レーダーのみで他船を探知し、衝突を避けるための動作を取る場合は、他船が自船の正横より前方にいる場合は左転してはならず、正横より後方にいる場合はその方向への転舵をしてはならない。
- (5) 音響信号で自分の位置を知らせる霧中信号を行う。船の種類によって信号が異なるので、相手船の鳴らす霧中信号から、どのような船が接近しているかを判断する。

1-8 海上衝突予防法⑧

灯火

- 1 船舶は、法律の定める灯火を日没から日出までの間表示しなければならないが、また、この間は、次の灯火を表示してはならない。

- (1) 法定灯火と誤認される灯火
 - (2) 法定灯火の視認または識別を妨げる灯火
 - (3) 見張りを妨げる灯火
- 2 視界制限状態においては、日出から日没までの間であってもこれを表示しなければならず、その他必要と認められる場合は、これを表示することができる。

<灯火の種類とその射光範囲>

航海灯	色	照射範囲	射光範囲等	設置位置
マスト灯	白	225度にわたる水平の弧を照らす	正船首方向から各げん正横後22度30分までの間を照らす	船舶の中心線上に装置
右舷灯	緑	112度30分にわたる水平の弧を照らす	正船首方向から右げん正横後22度30分までの間を照らす	右げん側に装置
左舷灯	紅	112度30分にわたる水平の弧を照らす	正船首方向から左げん正横後22度30分までの間を照らす	左げん側に装置
両色灯	緑・紅	緑灯が112度30分・紅灯が112度30分にわたる水平の弧を照らす	緑灯が正船首方向から右げん正横後22度30分までの間を紅灯が正船首方向から左げん正横後22度30分までの間をそれぞれ照らす	船舶の中心線上に装置
船尾灯	白	135度にわたる水平の弧を照らす	正船尾方向から各げん67度30分までの間を照らす	船舶の中心線上に装置
全周灯	白・緑・紅	360度にわたる水平の弧を照らす	360度にわたる水平の弧を照らす灯火	船舶の中心線上に装置
引き船灯	黄	135度にわたる水平の弧を照らす	正船尾方向から各げん67度30分までの間を照らす	船舶の中心線上に装置
せん光灯	黄	360度にわたる水平の弧を照らす	一定の間隔で毎分120回以上のせん光を発する	船舶の中心線上に装置

3 各種の船舶の灯火

- (1) 錨泊中の一般船舶
- (2) 航行中の船舶
 - 1) 長さ50メートル以上の動力船
 - 2) 長さ50メートル未満の動力船
 - 3) 長さ12メートル未満の動力船
 - 4) 長さ20メートル未満の帆船
 - 5) 長さ20メートル以上の帆船
 - 6) トロール以外の漁法により漁ろうに従事している船舶
 - 2) トロールにより漁ろうに従事している船舶
 - 3) 操縦性能制限船
 - 9) 他の船舶を曳航している船舶
- (3) 乗揚げ
- (4) ろかい船

1-9 海上衝突予防法

形象物

- 1 船舶は、昼間においてこの法律に定める形象物を表示しなければならない。
- (1) 形象物の色は全て黒色である。
 - (2) 形状は、以下の5種類である。
 - 1) 球形

- 2) 円すい形
- 3) 円筒形
- 4) ひし形
- 5) 鼓形

(3) 大きさは最大幅が60cm以上であるが、20m未満の船舶が掲げる形象物は、その船舶の大きさに適したものとすることができる。

2 各種の船舶の形象物

- (1) 錨泊中の一般船舶
- (2) 航行中の船舶
 - 1) トロール以外の漁法により漁ろうに従事している船舶
 - 2) トロールにより漁ろうに従事している船舶
 - 3) 操縦性能制限船
 - 4) 他の船舶を曳航している船舶
- (3) 乗揚げ

1-10 海上衝突予防法

信号

- 1 船舶は、汽笛及び号鐘を備えなければならない。
- 2 長さ20メートル未満の船舶は、号鐘（長さ12メートル未満の船舶にあつては汽笛及び号鐘）を備えることを要しない。ただし、これらを備えない場合は、有効な音響による信号を行うことのできる他の手段を講じておかななければならない。
- 3 汽笛とは、長音及び短音を発することができる装置をいう。
 - (1) 短音とは、約1秒間継続する汽笛音
 - (2) 長音とは、4秒以上6秒以下継続する汽笛音
- 4 操船信号

航行中の動力船は、海上衝突予防法の規定によりその針路を転じ、又はその機関を後進にかけているときは、汽笛信号を行わなければならない。

 - (1) 針路を右に転じている場合は、短音1回
 - (2) 針路を左に転じている場合は、短音2回
 - (3) 機関を後進にかけている場合は、短音3回
- 5 視界制限状態における信号（霧中信号）
 - (1) 航行中の動力船
 - 1) 対水速力を有する場合は、2分を超えない間隔で長音1回の汽笛信号
 - 2) 対水速力を有しない場合は、2分を超えない間隔で長音2回を鳴らす汽笛信号
 - (2) 航行中の船舶（帆船、漁ろうに従事している船舶、運転不自由船及び操縦性能制限船）は、2分を超えない間隔で長音1回に引き続く短音2回の汽笛信号
 - (3) 長さ12メートル未満の船舶は、2分を超えない間隔で有効な音響による信号
- 6 警告信号（疑問信号）

船舶がお互いに接近する場合において、相手の意図や動作が理解できないとき、他の船舶が衝突を避けるために十分な動作をとっているかどうか疑いがあるときは、直ちに急速に短

音を5回以上鳴らす警告信号を行わなければならない。

7 注意喚起信号

船舶は、他の船舶に注意を喚起するために必要があると認める場合は、汽笛を鳴らし続けるなど、他の信号と誤認されることのない信号を行うことができる。

8 遭難信号

- (1) 船舶が遭難して救助を求める場合は、遭難信号を行わなければならない。
- (2) 救助の目的以外でこれらの信号を行ってはならず、また、これと誤認されるおそれのある信号を行ってはならない。
- (3) 信号方法
 - 1) 霧中信号器（汽笛など）による連続音響による信号
 - 2) 落下さんの付いた赤色の炎火ロケット又は赤色の手持ち炎火（信号紅炎）による信号
 - 3) 左右に伸ばした腕を繰り返しゆっくり上下させることによる信号
 - 4) 国際信号書に定めるN旗及びC旗を掲げることによつて示される遭難信号
 - 5) オレンジ色の煙を発することによる信号（発煙浮信号）
 - 6) 短時間の間隔で発射され、赤色の星火を発するロケット又はりゅう弾による信号（火せん）

第2課 港内での交通の方法

港内におけるルール「港則法」は一般海域におけるルール「海上衝突予防法」に優先するが、港内におけるルールに規定のないものについては、一般海域におけるルールが適用される。

このルールが適用される水域は、港の境界（ハーバーリミット）より内側になり、港の境界は、海図などに記載されているが、防波堤の内側だけでなく、防波堤の外側まで含まれる。

2-1 港則法①

港内の一般的な航法

- (1) 港の入り口付近の航法
汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会うおそれのあるときは、入港する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。
- (2) 航路での航法
 - 1) 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとするときは、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。
 - 2) 船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。
 - 3) 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。
 - 4) 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。
 - 5) 航路内では、海難を避けようとするとき、人命救助に従事するときなどを除いては、投げようしてはならない。
- (3) 港内では
 - 1) 船舶は、港内及び港の境界付近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。
 - 2) 帆船は、港内では、帆を減じ又は引船を用いて航行しなければならない。
 - 3) 船舶は、港内においては、防波堤、埠頭その他の工作物の突端や又は停泊中の船舶を右げんに見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左げんに見て航行するときは、

できるだけこれから遠ざかって航行しなければならない。
「右小回り、左大回り」の原則。

2-2 港則法②

1 雑種船

- (1) 雑種船は、港内においては、雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。
- (2) 雑種船とは、「汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。」と規定されておりモーターボートや水上オートバイ等も含まれる。
- (3) 係留等の制限
雑種船及びいかだは、港内において、みだりにこれを係船浮標もしくは他の船舶に係留し、又は他の船舶の交通の妨げとなるおそれのある場所に停泊させ、もしくは停留させてはならない。

2 水路の保全

何人も、港内又は港の境界外10,000メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭がら、ごみその他これに類する廃物を捨ててはならない。

3 灯火

航行中の長さ7メートル未満の帆船及びろかいを用いている船は、白色の携帯電灯または点火した白灯を周囲から最も見えやすい場所に表示しなければならない。

4 漁ろう

船舶交通の妨げとなるおそれのある港内の場所においては、みだりに漁ろうしてはならない。

5 喫煙等

何人も、港内においては、相当の注意をしないで、油送船の付近で喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。

第3課 特定海域での交通の方法

3-1 海上交通安全法

1 一般海域の交通方法との関係

「海上交通安全法」は一般海域のルール「海上衝突予防法」に優先するが、特定海域におけるルールに規定のないものについては、一般海域におけるルールが適用される。

2 適用海域と航路

- (1) 適用海域
 - 1) 東京湾
 - ① 浦賀水道航路
 - ② 中ノ瀬航路
 - 2) 伊勢湾
 - ① 伊良湖水道航路
 - 3) 瀬戸内海
 - ① 明石海峡航路
 - ② 備讃瀬戸東航路
 - ③ 宇高東航路
 - ④ 宇高西航路

- ⑤ 備讃瀬戸北航路 ⑥ 備讃瀬戸南航路 ⑦ 水島航路 ⑧ 来島海峡航路

(2) 航路の航法

- 1) 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶は、航路をこれに沿って航行している他の船舶と衝突のおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければならない。
- 2) 長さが50メートル以上の船舶は、航路を航行しなければならない。
- 3) 航路を横断する場合を除き、定められた航路は12ノットを超える速力で航行してはならない。
- 4) 航路内では人命救助などの特別な場合を除いて錨泊をしてはならない。
- 5) 航路は、各航路ごとに、航行する方向や出入禁止部分が定められている。

3 横断方法等

航路を横断する船舶は、航路に対しできる限り直角に近い角度で、すみやかに横断しなければならない。

4 灯火・形象物・信号

海上交通安全法の適用海域では、特別な灯火や形象物などを掲げている船舶がある。

- (1) 緊急用務船舶（海難救助、消防、交通規制、犯罪捜査など緊急の用務を行う船舶）
 - 1) 形象物「紅色の円錐形形象物1個を頂点が上になるように表示
 - 2) 灯火「紅色の閃光を発する全周灯1個（180～200回/分）」
- (2) 進路警戒船（巨大船等の進路を警戒する船舶）
 - 1) 標識「紅白の吹流し1個」
 - 2) 灯火「綠色の閃光を発する全周灯1個（120～140回/分）」

第4課 湖川及び特定水域での交通の方法

4-1 都道府県条例等

船舶に関する交通ルールは、海域を対象に制定しており、内水面となる河川や湖沼には適用されない。各地方自治体では、条例を設けて河川や湖沼や運河などの内水面における船舶交通の安全を図っている。条例などの交通ルールは、ほとんどの場合、一般海域での交通ルールに沿った航行をするように定められている。したがって、河川や湖沼を航行する場合には、そこに適用される交通ルールをよく調べ、規則がない場合は、一般海域のルールに準じた航行を心がけること。

1 水上安全条例

内水面における水上交通の安全や遊泳者の保護等を目的とした水上安全条例が全国の都道府県に制定されており、これらは、都道府県警察の管轄となる。

水上安全条例は、海上衝突予防法における航法だけでなく、港則法の航法やその水域の特性を考慮した航法など、総合的な交通ルールになっている場合が多い。また、海域においても法令の交通ルールに加えて、特定の漁業者や、海水浴者の安全を確保することを目的とする条例などもある。

2 迷惑防止条例

水泳や釣りなどの船舶以外のレジャーを楽しむ者の安全を確保するため、各自治体では、迷惑防止条例と呼ばれる「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条

例」を設け、その中にモーターボート等による急回転や縫航などの危険行為の禁止を規定している。

3 環境条例

各自治体には、環境の保全を目的として環境への負荷の少ないエンジン・オイルを使用することを奨励したり、静穏を担保するため、航行する時間を制限したり、航行中の騒音を規制する条例などがある。

4 河川法

(1) 国土交通省が河川法に基づいて、河川を航行する場合のルールを指定している。また、河川における円滑な通航を確保するため、標識が定められている。現在は、東京都の荒川等が指定されており、今後は状況に応じて他の河川も指定する方向にある。

(2) 荒川における船舶の通航方法

- 1) 河道（川の本流）を横断する動力船の通航方法
- 2) 支派川を通航している動力船の通航方法
- 3) 河川工事区域等の通航の制限
- 4) 水辺の環境保全を図るための特定区間の設定

5 河川航路標識

河川の通航方法などを示す標識で、標識が設置されているところでは、これに従って航行しなければならない。標識には、次のようなものがある。

(1) 禁止の通航標識

- 1) 動力船通航禁止
- 2) 船舶等通航禁止
- 3) 引き波禁止
- 4) 追越し禁止
- 5) 行会い・追越し禁止
- 6) 回転禁止
- 7) 水上オートバイ禁止

(2) 制限の通航標識

- 1) 水上オートバイ通行方法制限
- 2) 喫水制限

6 ローカルルール

ローカルの水域には、地域の水域利用者が安全で円滑な水域利用のため、その水域だけのルールを定めている場合がある。